

(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業
公募説明書

平成 27 年 8 月

大磯町

(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業 公募説明書

目次

用語の定義

1	公募型プロポーザルに付する事項	1
1.1	事業名	1
1.2	事業の目的	1
1.3	事業予定地	1
1.4	事業期間	1
2	担当部局	1
3	事業内容等	2
3.1	事業内容	2
3.2	事業手法	2
3.3	契約の形態	2
3.4	民間事業者が実施する業務の範囲	2
3.4.1	事前業務	2
3.4.2	設計・施工業務	3
3.4.3	運営業務	3
3.4.4	事業期間終了時の対応	3
3.4.5	地域経済への貢献	3
3.4.6	その他	4
3.5	本町が実施する業務の範囲	4
3.5.1	事前業務	4
3.5.2	本施設の設計・施工に係る業務	4
3.5.3	本施設の運営に係る業務	4
4	応募者の審査及び選定	4
4.1	審査及び選定の手順	4
4.2	選定スケジュール(予定)	5
4.3	事業者選定委員会の設置	6
5	募集要項	6
5.1	募集要項の構成	6
5.2	募集要項(第1部)の公表	7
5.3	募集要項(第1部)に対する質疑・回答	7
5.3.1	質疑の受付及び回答スケジュール	7
5.3.2	質疑の方法	7
5.3.3	回答方法	8
5.4	募集要項(第2部)の送付	8
5.5	募集要項(第2部)に対する質疑・回答	8
5.5.1	質疑の受付及び回答スケジュール	8

5.5.2	質疑の方法	8
5.5.3	回答方法	8
6	応募者の参加資格要件	8
6.1	応募者の構成	8
6.2	応募者の参加資格要件	9
6.2.1	共通の参加資格要件	9
6.2.2	本施設の設計・施工を行う企業	10
6.2.3	本施設にプラントを納入する企業	11
6.2.4	本施設の運転を行う企業	11
6.2.5	本施設の維持管理を行う企業	11
6.2.6	運搬を行う企業	12
6.3	参加資格の喪失	12
7	資格審査	12
7.1	資格審査申請書類の提出	12
7.2	代表企業が提出する資格審査申請書類	12
7.3	資格審査申請書類の提出方法	13
7.4	参加資格要件の確認方法	13
7.5	資格審査結果の通知	14
7.6	参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	14
8	現地視察及び車両合わせ	14
8.1	実施スケジュール	14
8.2	申込方法	14
9	個別質疑	14
9.1	個別質疑の位置づけ	15
9.2	質疑の受付及び回答スケジュール	15
9.3	質疑の方法	15
9.4	回答方法	15
10	提案書類	15
10.1	提案書類の構成	15
10.2	提案書類の提出方法	16
10.3	提案書類の提出	16
10.4	応募の辞退	16
10.5	応募の無効	17
10.6	応募に当たっての留意事項	17
10.7	提案書類の修正等の禁止	17
11	本審査	17
11.1	基礎審査	18
11.2	非価格要素審査	18

11.3	価格要素審査	18
11.4	総合評価の実施	18
11.5	優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表	18
11.6	本審査の審査結果理由の説明請求	19
11.6.1	説明請求の期日等	19
11.6.2	説明請求に対する回答	19
12	限度額	19
13	優先交渉権者決定後の手続き	19
13.1	見積合わせ	19
13.2	契約内容の協議	19
13.3	運営事業者の設立	20
13.4	契約の締結	20
13.4.1	基本契約	20
13.4.2	工事請負契約	20
13.4.3	運營業務委託契約	20
13.4.4	運搬業務委託契約	20
13.5	交付金申請手続きへの協力	20
14	契約保証金	20
15	その他	20
15.1	費用負担	20
15.2	使用言語等	20
15.3	提案書類の取扱い・著作権	21
15.4	予算の確保	21

用語の定義

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備するリサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設をいう。
- (3) 「DBO方式」とは、公共が資金調達を負担し、Design（設計）、Build（施工）、Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
- (4) 「本町」とは、大磯町をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (6) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本事業の運営業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- (7) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (8) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (9) 「共同企業体」とは、本施設の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (10) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
- (11) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (12) 「構成企業」とは、応募者のうち、本町と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。

- (13) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (14) 「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (15) 「運搬事業者」とは、可燃ごみ及び資源物等の運搬を担当する事業者をいう。
- (16) 「資格審査通過者」とは、資格審査を通過した応募者をいう。
- (17) 「最終審査対象者」とは、応募書類を提出した資格審査通過者のうち、基礎審査を通過した者をいう。
- (18) 「地元企業」とは、本町管内に本店、本社、支店及び営業所を有する企業をいう。
- (19) 「地元雇用」とは、本町管内在住者の雇用をいう。
- (20) 「圧縮梱包品」とは、容器包装プラスチック及びペットボトルから異物を除去し、圧縮梱包処理した成型品をいう。
- (21) 「資源物等」とは、選別保管施設において選別保管された品目をいう。
- (22) 「募集要項」とは、本事業を実施する民間事業者の募集に際して配布する以下の書類等（質疑回答を含む。）をいう。
- ・ 公募説明書
 - ・ 要求水準書
 - ・ 様式集
 - ・ 契約書(案)
 - ・ 優先交渉権者選定基準
- (23) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (24) 「資格審査申請書類」とは、資格審査申請書及び参加資格確認資料一式をいう。
- (25) 「提案書類」とは、本審査のために提出する書類一式をいう。
- (26) 「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う大磯町廃棄物処理施設等整備運営事

業者選定委員会をいう。

- (27) 「基本協定」とは、本町と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
- (28) 「基本契約」とは、本町と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
- (29) 「基本契約等」とは、本事業に係る基本協定及び基本契約の総称をいう。
- (30) 「工事請負契約」とは、本町と工事請負事業者の間で締結される本事業に係る建設工事請負契約をいう。
- (31) 「運営委託契約」とは、本町と特別目的会社の間で締結される本事業に係る運営業務委託契約をいう。
- (32) 「運搬契約」とは、本町と運搬事業者及び特別目的会社の間で締結される本事業に係る運搬業務委託契約をいう。
- (33) 「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約、運営委託契約及び運搬契約の4つの契約の総称をいう。
- (34) 「施設整備費」とは、本町が工事請負事業者に対して支払う本施設の設計・施工業務の対価のことをいう。
- (35) 「運営委託費」とは、本町が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の対価のことをいう。
- (36) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）をいう。
- (37) 「政令」とは、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）をいう。
- (38) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
- (39) 「交付金」とは、環境省 循環型社会形成推進交付金をいう。

- (40) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動等の自然的又は人為的な現象のうち、本町及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
- (41) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (42) 「担当部局」とは、本事業において資格審査等の事務を担当する、大磯町産業環境部環境課廃棄物係をいう。

本公募説明書は、平成 27 年 8 月 10 日付けで公告した(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業を実施する民間事業者を、公募型プロポーザルにより選定するに当たり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、提案書類の作成等を行うものとする。

大磯町長 中崎 久雄

1 公募型プロポーザルに付する事項

1.1 事業名

(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業

1.2 事業の目的

本事業は、本施設の設計、施工、運営を行うものである。

DBO 方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を図り、もって循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1.3 事業予定地

大磯町虫窪 53 番地

1.4 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- (1) 本施設の設計・施工期間：工事請負契約締結から平成 30 年 3 月末まで
- (2) 本施設の運営期間：平成 30 年 4 月から平成 50 年 3 月末までの 20 年間

2 担当部局

本事業において資格審査等の事務を担当する部局は以下のとおりとする。

担当部局	大磯町 産業環境部 環境課 廃棄物係
郵便番号	〒259-0103
住 所	神奈川県中郡大磯町虫窪 66 番地
電 話	0463-72-4438 (直通)
F A X	0463-71-8667
電子メール	g-kouiki@town.oiso.kanagawa.jp

また、本町は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所
同協力企業 復建調査設計株式会社
同協力企業 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

3 事業内容等

3.1 事業内容

- (1) 大磯町及び二宮町において排出されるペットボトル及び容器包装プラスチックの資源化を行う。
- (2) 大磯町において排出される可燃ごみ等を貯留し、一定容量をまとめて平塚市環境事業センターへ運搬する。
- (3) 大磯町において排出される容器包装プラスチック、ペットボトル、可燃ごみ、古紙・古布、剪定枝、ビン、廃食用油、空き缶類、不燃ごみ、金属類、粗大ごみ（家電 4 品目を含む）、有害ごみ等を選別・保管し、資源化を行う。

3.2 事業手法

本事業は DBO 方式で実施するものとし、本町は本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。

なお、本施設の整備については交付金の対象事業とする。

工事請負事業者は、本町と工事請負契約を締結し本施設の設計・施工業務を行う。

また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20 年間にわたっての本施設の運営業務を行う。

3.3 契約の形態

- (1) 本町は、本事業に係る特別目的会社の設立及び準備行為に関する取扱い等について規定するために、構成企業と基本協定を締結する。
- (2) 本町は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本契約を構成企業及び特別目的会社と締結する。
- (3) 本町は、基本契約等に基づき、工事請負事業者と工事請負契約を締結する。
- (4) 本町は、基本契約等に基づき、特別目的会社と運営委託契約を締結する。
- (5) 本町は、基本契約等に基づき、運搬事業者及び特別目的会社と、運搬契約を締結する。
(三者契約)

3.4 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、本町が行う行政手続等に対して協力することとする。

3.4.1 事前業務

民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、速やか

に事業会社たる特別目的会社を適法に設立すること。

3.4.2 設計・施工業務

設計・施工業務は、本施設の整備に係る全ての設備及び工事に関わる設計、施工、施工管理等とする。

3.4.3 運營業務

運營業務は、以下のとおりとする。

(1) 運營業務の準備業務（事業実施計画書及び年度実施計画書の作成）

運營業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、本町に確認を受けるものとする。

(2) 本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

1) 搬出入管理業務

本施設へ搬入される処理対象物の受入と可燃ごみ、圧縮梱包品及び資源物等の搬出に係る業務。

2) 受付・料金徴収代行業務

本施設に直接持ち込まれた処理対象物の受付及び廃棄物処理手数料等の徴収の代行業務。

3) 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務。

4) 維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務。

5) 平塚市環境事業センター等への搬出

本施設で積み替えた可燃ごみ、空き缶類、ビン、不燃ごみ、粗大ごみ、剪定枝等を各施設へ搬出する業務。

6) 搬出物の資源化及び適正処分

運営事業者は、圧縮梱包品及び資源物等の外部資源化または適正処分を行う業務。

7) その他運営に関わる業務

清掃業務、保安警備業務、施設見学者対応、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務等の本施設の運営に係るその他全ての業務。

3.4.4 事業期間終了時の対応

民間事業者は、事業期間終了後においても本町又は本町が指定する第三者が本施設の運営を継続できるように、必要な対応を行うこととする。

3.4.5 地域経済への貢献

工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行う

こととする。また、運営に際しても地元雇用等への配慮を積極的に行うこととする。

3.4.6 その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

3.5 本町が実施する業務の範囲

本町が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

3.5.1 事前業務

- (1) 事業用地の確保
- (2) 設置届等の届出

3.5.2 本施設の設計・施工に係る業務

- (1) 交付金の申請等
- (2) 施設整備費の支払
- (3) 本事業の設計・施工状況のモニタリング
- (4) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）

3.5.3 本施設の運営に係る業務

- (1) 処理対象物の搬入
- (2) 圧縮梱包品及び資源物等の処理（本町所掌分）
- (3) 本事業の運営状況のモニタリング
- (4) 廃棄物処理手数料の収納
- (5) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）
- (6) 行政視察への対応
- (7) 運営委託費の支払

4 応募者の審査及び選定

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における本町のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案余地の確保等の観点から、公募型プロポーザルで行う。

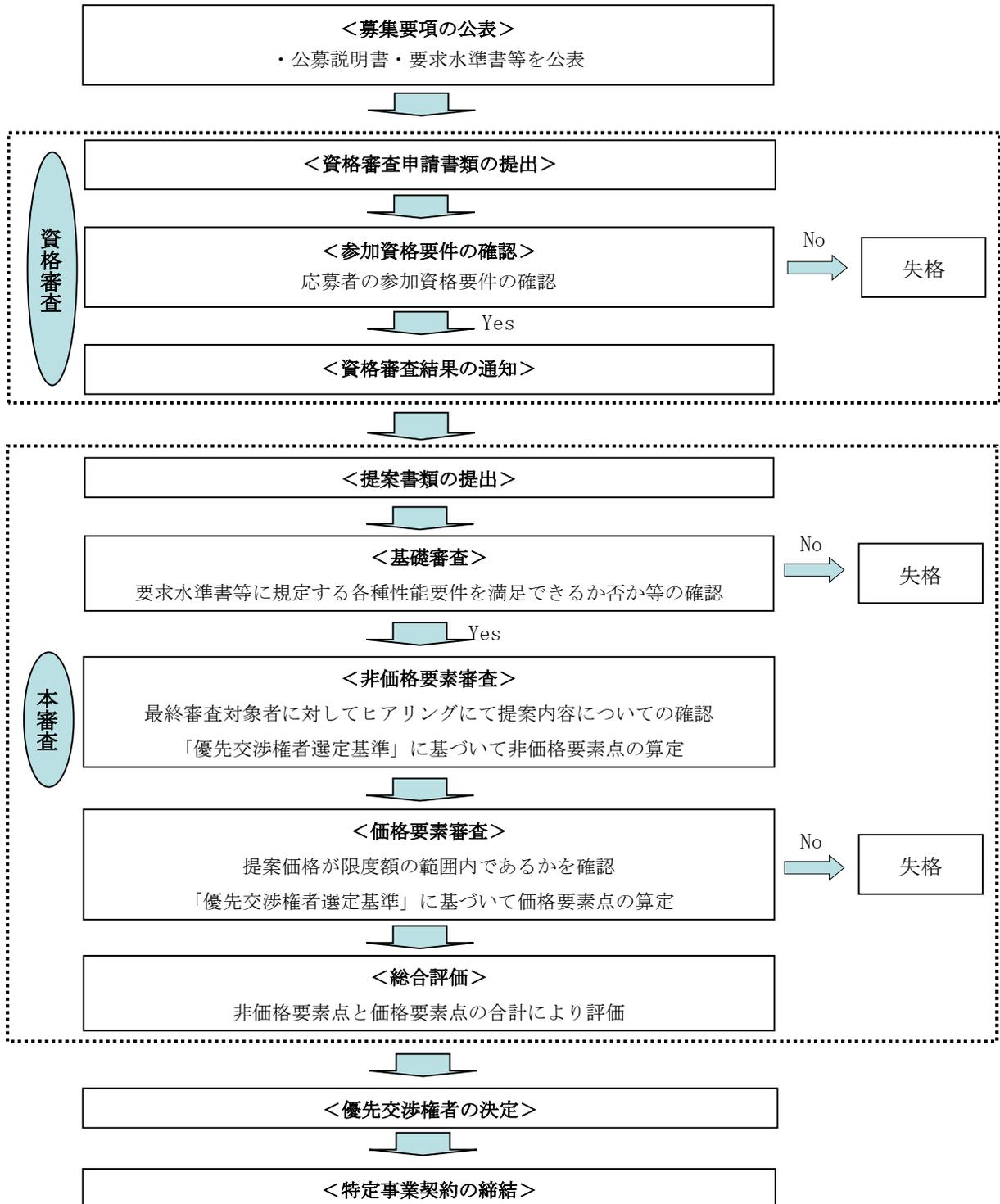
民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から本町が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

4.1 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「4.3」に示す事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、本町が優先交渉権者を決定する。

なお、公告から契約締結に至るまでの流れは、次に示す図表のとおりである。

図表 1 公告から契約締結までの流れ



4.2 選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(1)	募集要項（第1部）の公表	平成27年8月10日
(2)	募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑締切	平成27年8月20日
(3)	募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑回答	平成27年8月27日
(4)	その他の募集要項（第1部）に関する質疑締切	平成27年8月27日
(5)	資格審査申請書類の受付締切	平成27年9月3日
(6)	募集要項（第2部）の送付	平成27年9月4日
(7)	資格審査結果の通知	平成27年9月10日
	募集要項（第1部）に関する質疑回答	
(8)	募集要項（第2部）に関する質疑締切 個別質疑締切	平成27年9月17日
(9)	募集要項（第2部）に関する質疑回答 個別質疑回答	平成27年10月2日
(10)	提案書類の提出締切	平成27年10月28日
(11)	基礎審査の実施	平成27年11月～12月
(12)	非価格要素及び価格要素の審査	平成27年12月
(13)	総合評価の実施	平成27年12月
(14)	優先交渉権者の決定	平成27年12月
(15)	基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(16)	特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(17)	契約詳細の詰め	平成28年1月～2月
(18)	特定事業契約の締結	平成28年3月

4.3 事業者選定委員会の設置

本町は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。（敬称略、順不同）

委員長	藤井美文	（文教大学国際学部教授）
副委員長	宮脇健太郎	（明星大学理工学部教授）
委員	山口直也	（青山学院大学会計プロフェッション研究科准教授）
委員	橘川 清	（平塚市環境部長）
委員	岩崎俊一	（大磯町産業環境部長）
委員	筑紫裕門	（二宮町町民生活部長）

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

5 募集要項

5.1 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。これら書類は提案書類を作成するに当たっての

条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

(1) 募集要項（第1部）

- ・ 公募説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 様式集（第1部）

(2) 募集要項（第2部）

- ・ 契約書（案）
（基本協定書案、基本契約書案、工事請負契約書案、運營業務委託契約書案、運搬委託契約書案）
- ・ 様式集（第2部）

5.2 募集要項（第1部）の公表

募集要項のうち、公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準及び様式集（第1部）（以下、「募集要項（第1部）」という。）を次のとおり公表する。

- (1) 公表日：平成27年8月10日（月）
- (2) 方法：本町のホームページにおいて公表する。

5.3 募集要項（第1部）に対する質疑・回答

募集要項（第1部）に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

5.3.1 質疑の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

- ア 平成27年8月20日（木）正午まで
（募集要項（第1部）のうち資格審査に関する事項）
- イ 平成27年8月27日（木）正午まで
（その他の募集要項（第1部）に関する事項）

(2) 回答期限

- ア 平成27年8月27日（木）
（募集要項（第1部）のうち資格審査に関する事項）
- イ 平成27年9月10日（木）
（その他の募集要項（第1部）に関する事項）

5.3.2 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑書（様式第1号）」及び「その他の募集要項（第1部）に関する質疑書（様式第2号）」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5.3.3 回答方法

募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑に対する回答は、本町のホームページにおいて公表し、それ以外の回答については、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

5.4 募集要項（第2部）の送付

募集要項のうち、契約書（案）及び様式集（第2部）を資格審査申請者に対して、平成27年9月4日（金）を目途に送付する。

5.5 募集要項（第2部）に対する質疑・回答

募集要項（第2部）に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

5.5.1 質疑の受付及び回答スケジュール

- (1) 提出期限
平成27年9月17日（木）正午まで
- (2) 回答期限
平成27年10月2日（金）

5.5.2 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項（第2部）に関する質疑書（様式第11号）」にその内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5.5.3 回答方法

募集要項（第2部）に関する質疑に対する回答は、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本町は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

6.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。

- (2) 応募者は、以下の役割を果たす企業から構成されるものとする。
 - ・ 本施設の設計・施工を行う企業（共同企業体を含む）
 - ・ 本施設にプラントを納入する企業
 - ・ 本施設の運転を行う企業
 - ・ 本施設の維持管理を行う企業
 - ・ 運搬を行う企業
- (3) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする
- (4) 応募者は、本施設にプラントを納入する企業、本施設の運転を行う企業及び本施設の維持管理を行う企業を構成員として定めること。また、本施設からの発生物を運搬する企業を構成員又は構成企業として定めること。本施設の設計・施工を行う企業は、応募者の中に含まれていればよい。
- (5) 運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (7) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本本町が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。なお、本町が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (9) 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (10) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

6.2 応募者の参加資格要件

6.2.1 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に指名停止となった者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本町と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在

地の市町村税の滞納がないこと。

- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- (8) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
 - (a) 本事業に関する本町のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業（復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所）
 - (b) 本事業の審査を行う事業者選定委員会の委員が属する企業なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。
- (9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。

6.2.2 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を担当する企業（単体又は共同企業体の代表者）は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登録されているもので、清掃施設工事と同種の営業種目に登録がなされていること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- (2) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項第2号に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (3) 仮契約締結予定日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- (4) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 本施設工事に関し、以下の条件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）
 - (a) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - (b) 直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者
 - (c) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

- (6) 本施設の設計・施工を行う企業が共同企業体の場合の代表者は、共同企業体を構成する企業の中心的役割を担う者で、その出資割合が最大であること。

6.2.3 本施設にプラントを納入する企業

応募者のうち、本施設にプラントを納入する企業、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登録されているもので、清掃施設工事に登録がなされていること。但し、資格審査申請書の受付締切日時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- (2) 一般廃棄物処理施設のうち、圧縮梱包設備を有するリサイクル施設の建設実績があり、当該施設が資格審査申請時において延べ3年以上の稼働実績を有すること。

6.2.4 本施設の運転を行う企業

応募者のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 一般委託名簿のうち「その他の業務請負等委託」に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- (2) 一般廃棄物処理施設のうち、3年以上の稼働実績を有する圧縮梱包設備を含むリサイクル施設において、資格審査申請時において延べ1年以上の運転実績を有すること。
- (3) 本施設の運営に関し、2)に示す要件を満たした施設において、3年以上の経験を有する者を廃棄物処理施設技術管理者として専任で配置できること。

6.2.5 本施設の維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 一般委託名簿のうち「その他の業務請負等委託」に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- (2) 一般廃棄物処理施設のうち、3年以上の稼働実績を有する圧縮梱包設備を含むリサイクル施設において、資格審査申請時において延べ1年以上の維持管理実績を有すること。

6.2.6 運搬を行う企業

応募者のうち、本施設から搬出する可燃ごみ及び資源物等を運搬する企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 一般委託名簿に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- (2) 資源化物を運搬するために必要な廃棄物処理法上の許可を有しており、資格審査申請書類受付締切日現在、当該許可に係る事業を営み 3 年以上経過している者であること。
- (3) 一般貨物自動車運送業の許可を有すること。但し、資格審査申請書の受付締切日時点において許可を有しない事業者であっても、提案書類の提出の前日までに許可申請を行い、運営開始までに許可を有する蓋然性が高いと本町が判断した事業者については参加資格を有しているものとみなす。

6.3 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、契約締結日までの間に「6.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、提案書類の受付締切日までにおいては、応募者のうち当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等公募手続の透明性、公平性を害さないと本町が特に認める場合に限り、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

7 資格審査

応募者は、次にしたがって資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

7.1 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、応募者が、「6.2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満足することを証明するため、資格審査申請書類を担当部局に提出しなければならない。

7.2 代表企業が提出する資格審査申請書類

参加資格申請書類は以下のとおりとする。

- (1) 資格審査申請書（様式第 3 号）
- (2) 応募者の構成〔役割分担〕（様式第 4 号）
- (3) 委任状〔代表企業への委任状〕（様式第 5 号）
- (4) 本施設の設計・施工業務を行う企業が、各々担当する部分に関する主任技術者又は監理技術者として専任で配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第 6 号）

- (5) 本施設にプラントを納入する企業の実績（様式第7号）
- (6) 本施設の運転を行う企業の実績（様式第8号）
- (7) 本施設の維持管理を行う企業の実績（様式第9号）
- (8) 運搬を行う企業が廃棄物処理法上の許可を有していることが確認できる書類
- (9) 運搬を行う企業が一般貨物自動車運送業の許可を有していることが確認できる書類
- (10) 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類
- (11) 建設業法第3条第1項の清掃施設工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を証明する書類（許可書の写し等）
- (12) 経営事項審査の最新の評点が確認できる書類

〈各様式に添付して提出を求める書類〉

- ・ 代表企業の財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3期分）等）（様式第4号に添付）
- ・ 主任技術者又は監理技術者について、当該資格等を証する書類（様式第6号に添付）
- ・ 監理技術者のうち、資格証の交付（更新を含む。）を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証の写し（様式第6号に添付）
- ・ 専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を証明する書類（様式第6号に添付）
- ・ 主任技術者又は監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類（必要に応じて様式第6号に添付）
- ・ 様式第7号～第9号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類（様式第7号～第9号にそれぞれ添付）
- ・ 設計・施工実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類（様式第7号に添付）
- ・ 運転及び維持管理実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類（様式第8号及び第9号に添付）
- ・ プラント納入実績の受注形態がJVの場合は、JV構成と役割分担が分かる資料（必要に応じて様式第7号に添付）

7.3 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参により、平成27年9月3日（木）午後5時00分までに担当部局へ提出すること。郵送又は伝送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本1部、副本（正本のコピー）1部とし、ファイリングする等、整理した上で提出すること。

7.4 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

「6.2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査

に参加できるものとする。

7.5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、平成 27 年 9 月 10 日（木）に書面により各参加表明者へ通知する。なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の照会の結果によっては、資格を失う場合がある。

7.6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、町長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 町長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 現地視察及び車両合わせ

提案内容が平塚市環境事業センターの現地と齟齬がないようにするために、希望する参加資格通過者について現地視察及び車両合わせを実施する。

8.1 実施スケジュール

現地視察及び車両合わせは以下の日程で実施する。

平成 27 年 9 月 11 日（金）～18 日（金） 16:00～17:00

※1 社当たり 1 回とし、1 回当たり 1 時間とする。

8.2 申込方法

現地視察及び車両合わせを希望する資格審査通過者は、様式第 10 号に必要な事項を記載の上、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡を入れること。

- (1) 提出期限
平成 27 年 8 月 27 日（木）正午まで
- (2) 日程通知
平成 27 年 9 月 3 日（木）
但し、平成 27 年 9 月 3 日（木）時点での通知は仮通知とし、平成 27 年 9 月 10 日（木）に通知する資格審査結果が合格だった場合には、仮通知を正式通知として取り扱うこととする。資格審査で失格になったものの参加は認めない。

9 個別質疑

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場

合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間事業者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避するために、応募者と個社別に書面による質疑を行う。

9.1 個別質疑の位置づけ

本質疑は参加資格通過者と個別に実施する。提案書類作成に当たり、要求水準書の内容確認が必要な点や、独自の提案内容について要求水準を満たしているかどうかの確認点等を資格審査通過者が取りまとめ、質疑書として提出すること。回答は個社別に行うが、資格審査通過者全てに通知すべき事項であると本町が判断した場合には、全ての資格審査通過者に回答するものとする。

9.2 質疑の受付及び回答スケジュール

- (1) 提出期限
平成 27 年 9 月 17 日（木）正午まで
- (2) 回答期限
平成 27 年 10 月 2 日（金）

9.3 質疑の方法

質疑のある者は、「個別質疑での確認事項（様式第 12 号）」にその内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

9.4 回答方法

個別質疑に対する回答は、各資格審査通過者に個別に送付する。

10 提案書類

資格審査通過者は、提案書類を提出する。

10.1 提案書類の構成

提案書類の構成は以下のとおりとし、様式集（第 2 部）に沿って作成する。

- (1) 価格提案書（様式第 13 号）
- (2) 技術提案書（様式第 14 号）
- (3) 要求水準適合状況表（様式第 14 号別添）
- (4) 非価格要素提案書（様式第 15 号）
- (5) 事業計画書（様式第 16 号）
- (6) 業務分担届出書（様式第 17 号）
- (7) 契約構造（様式第 19 号）

10.2 提案書類の提出方法

提案書類各 12 部（正本 1 部、副本 11 部、上記「10.1」の(1)については正本 1 部のみ。(5)の副本については様式にて指示された形で提出。）と CD-R/RW 正本 1 枚及び副本 1 枚を、「9.3 提案書類の提出」にしたがって持参により提出すること。本町は、提案書類の提出に対して受領書を交付する。

なお、価格提案書は封筒に入れ、価格提案書に押印した印鑑と同じもので封印し、本事業の事業名及び価格提案書在中の旨並びに応募者名を記載して提出すること。

- (1) 正本 1 部（添付書類を含め、応募者名がわかるもの）
- (2) 副本 11 部（添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）
- (3) CD-ROM 又は DVD-ROM 正本 1 枚、副本 1 枚
なお、CD-ROM 又は DVD-ROM には、提案書類の電子データを格納すること。また、格納の条件は次のとおりとする。
 - (a) フォーマット：Windows 形式
 - (b) 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン。その他図面等は、PDF 形式。
 - (c) ウィルスチェック：ウィルスチェックを行ってから提出すること。
 - ・ ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
 - ・ 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
 - ・ 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

10.3 提案書類の提出

持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式第 18 号）を提出すること。

- (1) 提出日：平成 27 年 10 月 27 日（火）又は 28 日（水）
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
- (2) 提出場所：担当部局

10.4 応募の辞退

資格審査通過者は、提案書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届（様式第 20 号）を直接担当部局へ持参すること。

10.5 応募の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- (1) 参加資格がない者による応募
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提案書類の記載事項が不明なもの又は提案書類に記名若しくは押印のないもの
- (4) 提案書類が不足しているもの
- (5) 応募者又はその代理人が同一事項の公募型プロポーザルに対し、2以上の意思表示をしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る応募
- (7) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (9) 指定の様式以外で応募したもの
- (10) 談合その他の応募に当たり不正な行為があったとき
- (11) 「10.3 提案書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合を含む。）
- (12) その他応募に関する条件に違反したとき

10.6 応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、本町は、当該応募者を公募手続きに参加させず又は公募手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、本町が必要と認めたときは、公募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

応募者は、税抜きの金額を価格提案書に記載すること。なお、契約時において国が示した税の取扱いに合わせた税額を、提案価格に加えた金額をもって契約金額とする。

10.7 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、本町がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

11 本審査

本町は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

11.1 基礎審査

本町は、以下について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

(1) 提案書類についての審査

- ・ 必要な書類が揃っているか
- ・ 書類間で整合しているか

(2) 提案と要求水準の適合性等の確認

- ・ すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか
- ・ すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

11.2 非価格要素審査

最終審査対象者の非価格要素提案について、「優先交渉権者選定基準」に基づき審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査に当たっては、最終審査対象者へのヒアリングを実施する予定である。

11.3 価格要素審査

限度額の制限の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「優先交渉権者選定基準」に定める価格要素点算定式により価格要素点を算定する。また、提案価格と事業計画書の整合性を確認する。なお、提案価格が限度額の制限の範囲内でない最終審査対象者は失格とする。

11.4 総合評価の実施

「11.2 非価格要素審査」で算定した非価格要素点と「11.3 価格要素審査」で算定した価格点をもとに、「優先交渉権者選定基準」に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、価格要素点の高いものを優先交渉権者とする。価格要素点も同点だった場合には、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

11.5 優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表

本町は、事業者選定委員会の報告を受けて、内部の事務手続きを経て優先交渉権者並びに次点交渉権者を決定し、その結果を本町ホームページにて公表する。

なお、民間事業者の提案書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点交渉権者の権利を無効とする。

11.6 本審査の審査結果理由の説明請求

資格審査通過者は、本審査の審査結果の理由について、以下のとおり本町に説明を求めることができる。

11.6.1 説明請求の期日等

本審査の審査結果の理由の説明を求める場合には、本町が通知した日の翌日から起算して5日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時00分必着、持参の場合は期間中の午前9時00分から午後5時00分までとする。

11.6.2 説明請求に対する回答

上記説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

12 限度額

本事業の限度額（消費税及び地方消費税の額は含む。）は次のとおりである。

提案価格は限度額を超えないものとする。また、施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの価格を超えないものとする。

限度額	：	5,322,240,000円
（施設整備費	：	1,765,800,000円）
（運営委託費	：	3,556,440,000円）

13 優先交渉権者決定後の手続き

13.1 見積合わせ

優先交渉権者の決定後、本町と優先交渉権者の間で随意契約を締結するために、見積合わせを実施する（見積合わせの日時及び場所については別途指示する。）。

13.2 契約内容の協議

本町と優先交渉権者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、運營業務委託契約、運搬業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

なお、優先交渉権者の決定から特定事業契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定されたものの提案価格では当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議を取りやめ、又は、特定事業契約を締結せず、次点交渉権者との契約協議を行う。

13.3 運営事業者の設立

構成員は、契約書（案）に定めるとおりに運営事業者を設立すること。

13.4 契約の締結

本町と優先交渉権者は、契約内容の協議が整った場合において、以下のとおり、各契約を締結する。

13.4.1 基本契約

本町と優先交渉権者の構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

13.4.2 工事請負契約

本町と工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

13.4.3 運営業務委託契約

本町と優先交渉権者が設立した特別目的会社は、本施設の運営業務委託契約を締結する。

13.4.4 運搬業務委託契約

本町と運搬事業者は、本施設から搬出する可燃ごみや資源物等の運搬に関する運搬業務委託契約を締結する。

13.5 交付金申請手続きへの協力

工事請負事業者は、本町が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

14 契約保証金

工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に本町に差し入れること。

15 その他

15.1 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

15.2 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また

応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

15.3 提案書類の取扱い・著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本町は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本審査の目的以外には使用しない。

なお、提案書類は返却しない。

15.4 予算の確保

本事業に関する債務負担行為は、平成 27 年 3 月定例会において設定している。